

電子調達サービスへの登録（入札参加資格の申請）

電子調達サービスとは

東京電子自治体共同運営による電子調達サービスとは、東京都内の市区町村の「入札情報の閲覧」「電子入札」「資格審査申請」をインターネットで行うことができるサービスです。

立川市だけではなく、都内の複数の市区町村に対しても登録が可能です。

立川市が発注する案件に参加を希望する方は、事前に電子調達サービスの資格審査申請にて資格の登録が必要です。

注意事項

この電子調達サービスは、東京都（財務局や水道局など）が発注する
東京都電子調達システムとは別のものです。

対象案件

市が、工事・維持管理業務一体方式として発注する昇降機設備工事

案件の公表

案件の公表は、原則として月曜日に告示（公示）により行います。

- 東京電子自治体共同運営 電子調達サービス
電子調達トップ > 入札情報 > 発注案件情報 > 工事
- 立川市ホームページ
ホーム > 産業・ビジネス > 入札・契約 > 案件公表
- 立川市役所 契約課窓口

予定価格

予定価格は、全ての競争案件で案件公表時に事前公表しています。

予定価格には特段の記載がない限り、消費税及び地方消費税を含んでいます。

工事・維持管理業務一体発注方式においては、工事と維持管理業務それぞれの内訳を公表します。

入札への参加（希望申請）

希望申請受付期間中に案件の告示（公示）をご覧いただき、参加を希望する案件に電子調達サービス（工事）により資格確認申請書等を提出してください。工事・維持管理業務一体方式に参加するにあたっては、工事及び維持管理業務それぞれにおいて入札参加資格を有していることが必要です。なお、業務提携をしている2者による参加も可能です。

維持管理業務において「電気・暖冷房等設備保守」の種目において物品買入れ等競争入札参加資格を有していることを確認します。資格確認申請書を提出する際に、下記のものを添付してください。

- ・単独で参加する場合 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（押印済・PDFデータ）
- ・2者で参加する場合 業務提携書（指定様式）及び維持管理業務事業者の物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（押印済・PDFデータ）
- 物品買入れ等競争入札参加資格については、「104 電気・暖冷房等設備保守」の営業種目を登録していること。

その他注意事項

- 市から指名や電話等での参加の呼びかけは行っておりませんので、定期的に案件の確認をお願いします。希望申請受付期間を過ぎた場合は、参加が一切できません。
- 案件に設定された営業種目の登録がない場合は参加できません。
- 関係会社（相互に資本的関係又は人的関係のある会社）が、同一案件に同時に参加することはできません。電子調達サービスで関係会社の情報を登録してください。（電子調達サービス>資格審査）
- 開札後、事後審査として落札予定者にのみ資格を証明する書類などを提出していただきます。
- 希望申請後、案件の地域要件と事業者の所在地を確認した後に受理書を発行します。（自動発行ではありません）資格の確認に時間がかかりますのでご了承ください。
- 希望申請の際は、告示（公示）に記載された要件等をよくご確認ください。要件を満たさない場合などは市が当該業者の希望申請を取り下げことがあります。

建設工事等競争入札参加者の資格

建設工事等競争入札参加者の資格に関する立川市独自の取扱いを定めています。

- 立川市工事成績評定結果の活用基準に規定する総評定点が65点未満で、改善計画書の提出を求められた事業者は、当該改善計画書の提出を求められてから提出し、立川市の承諾を受けるまでの間は、競争入札に参加できません。
- 立川市検査事務要綱に掲げる完了検査（再検査を除く）の結果が不合格で、立川市から手直し等の指示を受けた事業者は、当該指示を受けてから当該部分の再検査に合格するまでの間は、競争入札に参加できません。

発注図書等の入手

発注図書（設計図書のこと。設計書、仕様書、図面など）等は、電子調達サービスからダウンロードします。（一部の案件を除く）

資格確認結果通知書を受理した後に、発注図書等をダウンロードできるようになります。

注意事項

発注図書等は、画面上で確認するだけではなく、

すべての設計図書等をご使用のパソコンにダウンロードし保存してください。

「発注図書等受領案件」画面でステータスが『未受領』から『受領済』に変わったことを確認してください。受領済になっていない場合は、その者の入札書を無効とします。

事前の現場説明や現場調査を実施していません。

質問回答

質問

案件への質問はすべて電子調達サービスにより行います。

発注図書等の記載内容について質問がある場合は、

質問期限までに電子調達サービスにより質問の登録をしてください。

質問事項を添付資料に添付する場合、

ワード又はエクセルにより作成するようお願いします。PDFによる添付はご遠慮ください。

注意事項

窓口や電話での質問は一切受け付けておりません。

参加事業者が特定されるような内容は入力しないでください。

担当課に直接問い合わせることはできません。

現場確認を行うことはできません。

質問への回答は質問期限終了後に1回だけ行います。

回答への再質問は受け付けませんので、明確な回答をさせていただくためにも、具体的な質問をお願いします。

回答

電子調達サービスにより回答します。

質問及び回答は入札参加者全員に公開します。

参加者が特定されないようにするため、質問の一部を修正する場合があります。

入札書の提出

電子調達サービス（工事）により、入札見積締切り日時までに入札書を提出してください。
入札書の提出は時間に余裕を持って行ってください。

入札書には、工事及び維持管理業務を合計した金額を記載してください。その際、維持管理業務については、告示（公示）に記載している期間を計上してください。

入札書に記載する額は、消費税相当額を除いた額（税抜き額）です。

なお、事前公表している予定価格は税込み額となっておりますのでご注意ください。

入札書の提出後、入札受理書が表示され、電子調達サービスの画面の「入札書欄」の表示が「提出済」になったことをご確認ください。

注意事項

- 一度提出した入札書の撤回や書き換えは一切できません。
- 立川市では予定価格の事前公表を行っており、予定価格を超えた金額で入札した場合、価格超過による無効となります。
- 工事、維持管理業務いずれかの予定価格を超過した金額で入札した場合は無効となります。
- 当該年度中に予定価格を超える価格での応札を繰り返した場合、参加停止措置の対象となりますのでご注意ください。

工事内訳書

入札金額の費用内訳を入力する必要があります。

入札書提出時の内訳書登録画面にて、①直接工事費から⑥有価物売却費までの費用内訳を入力してください。

① 直接工事費②共通仮設費③現場管理費④一般管理費等⑤維持管理業務費⑥有価物売却費、とし、①～⑤への入力を必須とします。⑥有価物売却費の入力は任意とします。

注意事項

- 費用内訳のうち⑤維持管理業務費は、告示（公示）に記載している期間分です。
- 費用内訳のうち①～⑤の項目に入力がない入札は無効となりますのでご注意ください。
- 費用内訳のうち⑥有価物売却費は、マイナス値もしくは0を入力することとします。
- 費用内訳のうち⑦～⑨の項目に入力した入札は無効となりますのでご注意ください。
- ワード、PDF形式等の工事内訳書の添付は不要です。
- 添付資料有無の項目は「添付無」を選択してください。

無効

次のいずれかに該当する入札書は無効となります。

- 発注図書等をダウンロードしなかった場合
- 予定価格超過 (工事費または維持管理業務費いずれかが超過した場合も無効です。)
- 変動型最低制限価格未満 (工事費にのみ設定します。)
- 工事内訳書に不備がある場合
- 取りぬけ
- 錯誤
- 事後審査により資格要件を満たしていないと認めたとき、指定日時までに必要な書類を提出できなかったとき
- 関係会社である複数の者の入札が発覚したとき 等

辞退・不参加

入札を辞退する場合、電子調達サービスにより入札見積締切り日時までに辞退届を提出してください。辞退理由は今後の参考といたしますので、必ずご入力ください。

辞退は開札まで認められていますが、入札書提出後は電子調達サービス上で辞退できない為、紙で辞退届を提出します。その場合は立川市契約課までご連絡ください。

入札見積締切り日時までに入札書または辞退届を提出しなかった場合は不参加となります。

辞退及び不参加による不利益な扱いはありません。

変動型最低制限価格

過度な低入札価格による品質の低下を防止するため、条件付き一般競争入札の一部において変動型最低制限価格制度を試行実施しています。

変動型最低制限価格を設定する場合は、当該案件の告示（公示）においてその旨を事前公表します。

工事・維持管理業務一体発注方式の案件については、入札金額のうち工事について変動型最低制限価格を設定します。維持管理業務については変動型最低制限価格を設定しません。

変動型最低制限価格を設定する案件

●建設工事

有効参加者数が3者未満のときは、
変動型最低制限価格の算定を行いません。

市が特に必要と認めた案件については上記の限りではありません。

変動型最低制限価格の算定額は、全ての案件で事後公表します。

変動型最低制限価格の算定方法などについて立川市ホームページに載せています

●ホーム > 産業・ビジネス > 入札・契約 > 制度概要 > 立川市変動型最低制限価格制度について

落札予定者の決定方法

工事費用の変動型最低制限価格未満の入札者を除き、予定価格の範囲内で、最低価格をもって入札した者を落札予定者とします。

落札予定者となるべき同価格の入札をした者が2者以上の場合には、電子調達サービスによりくじ引きを行います。

事後審査

開札後に資格要件を事後審査します。すべての参加業者に保留通知書を発送し、落札予定者にのみ事後審査のご連絡をファックスいたします。

資格要件等を確認する際に、事後審査に必要な書類を開札日の15時までにファックスしていただきますので、事後審査を円滑に進められるよう書類の作成及び準備についてご協力をお願いいたします。

事後審査で、落札予定者が、告示（公示）する日の時点において資格要件を満たしていることを確認した後に、落札者として決定し、電子調達サービスから落札決定通知書を送付します。

事後審査での提出書類

●現場代理人、配置技術者の経歴書

経歴書の書式は立川市ホームページにあります。

ホーム > 産業・ビジネス > 入札・契約 > 入札関係書式

資格があるときは資格者証の写しを添付してください。

技術者の要件を実務経験で取得する場合、必要な年数の実務期間と件名を列記します。

記載例：平成30年4月～平成31年3月 ××小学校設備更新工事

経験年数の算出については、提出された経歴書のうち、実務経験と認められる期間を月数換算によって求めます。

●上記の者の雇用が確認できる書類（公的機関の発行したものに限る）

住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、雇用先が記載された資格証などの写し、健康保険被保険者資格証明書（事業所名の記載があるもの）
※健康保険被保険者証は雇用確認書類として認められません。

●有効期間内にある経営事項審査の通知書の写し

注意事項

- 事後審査提出書類は、ファックス着信後できるだけ速やかにご提出ください。
- 全ての案件で事後審査を行うため、落札者の確定に時間がかかります。
- 工事案件における配置予定の現場代理人や技術者等について、案件を告示（公示）する日の時点において3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることが必要です。
- 委託案件における資格要件等を付されている業務責任者・技術者等について、案件を告示（公示）する日の時点において直接的かつ恒常的な雇用関係があることが必要です。

入札結果の公表

入札結果の公表は次の通り行っています。

- 東京電子自治体共同運営 電子調達サービス
電子調達トップ > 入札情報 > 入札(見積)経過調書

- 立川市ホームページ
ホーム > 産業・ビジネス > 入札・契約 > 入札等経緯結果

契約手続き

落札者として決定された事業者には、落札決定の連絡をいたします。連絡を受けましたら、立川市役所2階契約課まで工事請負契約書をお受け取りにお越しください。その際に事後審査の際にファックスしていただいた資格者証等の書類を提出していただきます。

- 契約締結日までに契約の保証を付す必要があります。契約書受取後速やかにお手続きをお願いします。
- 工事請負契約と維持管理業務委託契約は別契約として締結します。維持管理業務委託契約を締結するまでの間は、入札結果等を踏まえた合意事項を証するものとして、協定書を取り交わします。**(工事の引渡日までに工事請負契約が解除された場合は、維持管理業務委託契約は締結しないこととします。)**
- 年度で初めての契約の際は、入手できる最新の法人都（道府県）民税及び法人市（町村）民税の納税証明書（原本）の提出をしていただきます。契約書作成後一緒にご提出ください。

中止、不調

中止

案件公表後、次のいずれかに該当する場合は該当案件を中止とします。

- 希望申請締め切り時に参加者がいないとき
- 特別な事情により入札を執行することが困難と認められるとき
- 入札を公正に執行することができないと認められるとき

案件により、条件や仕様内容等を変更し、再告示（公示）することができます。

不調

開札後、落札者が決定しない場合は該当案件を不調とします。

案件により、条件や仕様内容等を変更し、再告示（公示）することができます。

お問い合わせ

電子調達サービス マニュアル

システムに関する操作及び手続きの詳細については、電子調達サービス内のマニュアルで確認してください。

- 東京電子自治体共同運営 電子調達サービス
電子調達トップ > マニュアル

電子調達サービス コールセンター

電子調達サービスのシステムに関する問い合わせは、下記にお願いします。

- TEL 0570-05-1090（ナビダイヤル）
03-5319-2825（ナビダイヤルがご利用いただけない場合）
- FAX 03-5319-2814
- E メール e-tokyo@n-serv.jp.nec.com

窓口時間 8時30分から17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

FAX及びEメールによるお問合せについても、ご回答は窓口時間内になります。